

函館市訓令第 1 号

所 中 一 般
関 係 各 所

函館市事務専決および代決規程（平成 5 年函館市訓令第 2 号）の一部
を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市長 大 泉 潤

別表第 3 中

「

総務部	総務課	(1) 恩給および退職年金に係る支出負担行為			○
		(2) 統計誌の発行			○

」

を

「

総務部	総務課	(1) 統計誌の発行			○
-----	-----	------------	--	--	---

」

に

改め、同表総務部総務課の項中「（3）」を「（2）」に，「（4）」
を「（3）」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。